

●1

「日本貿易保険で扱う各種の保険商品」について

「保険種の選択」

(2012. 3. 1 現在)

NEXI ホームページの「日本貿易保険で扱う各種の保険商品」では、「取引形態から探す」と「商品特性から探す」に分けて保険種の選択について紹介されておりますが、ここでは、括り方を変えて説明してみましたのでご参考にしてください。

1 商社・メーカー等の事業会社から見た貿易保険の種類

外国との売買(輸出・仲介貿易・役務契約)	
輸出・仲介貿易・役務契約⇒ 貿易一般保険	
	個別保険
	貿易一般保険個別保険
	限度額設定型貿易保険
	中小企業輸出代金保険
	知的財産等ライセンス保険
	包括保険
	企業別包括保険
	企業総合保険
	簡易通知型包括保険
	技術提供包括保険
	組合別包括保険
	設備財包括保険 (機械・船舶・鉄道車両の各輸出組合)
	消費財包括保険 (鉄鋼・化学品の各輸出組合及び団体)
輸出 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 輸出手形保険	
融資・保証	
輸出クレジット融資 ⇒貿易代金貸付保険(2年以上) (「バイクレ保険」)	
アンタイド融資・保証 ⇒海外事業資金貸付保険	
投資 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 海外投資保険	
輸入前払金 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 前払輸入保険	
ボンド差入れ ⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 輸出保証保険	

「資源エネルギー総合保険」「地球環境保険」は、それぞれの目的のために優遇措置を設けたもので、独立した保険種目ではありません。

2 金融機関から見た貿易保険の種類

手形買取 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 輸出手形保険	
融資・保証	
L/C決済資金融資 貿易代金貸付保険(2年未満)	
輸出クレジット融資⇒貿易代金貸付保険(2年以上) (「バイクレ保険」)	
アンタイド融資・保証⇒⇒ 海外事業資金貸付保険	
ボンド発行 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 輸出保証保険	

3 貿易一般保険

貿易一般保険は、外国との売り契約(「輸出契約」「仲介貿易契約」「技術提供契約(ビル建設・土木工事などの請負契約や設計・特許などの役務契約であって、[輸出<役務≧仲介]の契約を「技術提供契約」と言う)に付保する非常危険と信用危険による代金回収危険及び貨物の船積不能危険をセットでカバーする保険です。

貿易一般保険の個別保険は、輸出契約・仲介貿易契約・技術提供契約のいずれでも、2年未満・2年以上のいずれであっても同じ種目と捉えてください。

4 包括保険制度

貿易一般保険には包括保険制度があります。すべての取引に保険をかけて保険料の安い包括保険に加入したいと考えるか、保険料は高くても危ないかもしれないと思った取引だけ選んで付保できる個別保険を利用するかの選択があります。保険料率は個別保険に比べて 1/3～1/4 になります。(輸出手形保険には包括保険はありません。)

- a 輸出契約及び仲介貿易契約の場合は「企業総合(包括)保険」又は「簡易通知型包括保険」に、役務契約の場合には「技術提供包括保険」に加入することになります。
- b NEXI との間に包括契約を結んでいる輸出組合等の団体に加入している企業は、当該組合の取扱品目を対象とした包括保険に加入する選択肢があります。包括保険に加入している団体は、設備財：機械・船舶・鉄道車両、消費財：鉄鋼・線材製品・特殊鋼・化学品 の輸出組合等です。
- c 設備財包括保険・技術提供包括保険・企業総合保険は、基本的な保険料や条件は同じです。簡易通知型包括保険は企業総合保険を簡略化したもので、料率などが若干異なります。消費財包括保険は、他の包括保険と填補内容も保険料もまったく違います。

5 企業総合保険と簡易通知型包括保険の比較

「簡易通知型包括保険」は、Contract 毎に付保手続きする「企業総合保険」の事務処理を簡素化して、船積金額を毎月事後通知することにしたものですが、そのために種々制約があります。特徴としては、

- a 決済条件が船積に紐付いた決済(at sight や船積毎のユーザンス決済)に限り、且つ船積期間も決済期間も1年以内の取引に限られます。役務を含む契約やレテンション決済を含む契約は対象になりません。従って、シンプルな決済条件の継続反復取引が主体の企業に適しており、対象にならない契約形態の取引を有する企業の場合は、対象外取引の管理が煩雑になるので向いていないと思われれます。
- b 企業総合保険の船後料率が1日刻みであるのに対して、簡易通知型包括保険の船後料率は、90日、180日、365日の3つの刻みなので、at sight や中間のユーザンスの場合には割高になります。
- c 船積前危険の付保はオプションなので、転売し易い商品の場合は、付保を選択しなければその分保険料が安く済みます。

6 設備財包括保険と技術提供包括保険の関係

設備財包括保険の対象となる設備の契約であっても、一つの契約の中に、a 輸出貨物、b 仲介貨物、c 役務、d 上記 a～c のいずれにも該当しないもの(現地調達貨物など)、のうち a～c の二つ以上が混在している場合には、d を除いて a～c のそれぞれの契約金額を比べ、契約全体を最も大きなものの契約と見做すことになっております。

その結果、プラント案件であっても、役務が最大の場合に技術提供包括保険の対象となる他、仲介貿易契約となった場合であって[仲介>役務>輸出]の契約は技術提供包括保険の対象契約となります([仲介>輸出≥役務]の場合は設備財包括保険の対象です。)

なお、[a～c]<dの場合は、dを除いた部分しか保険の対象にはなりません。

7 消費財包括保険

- a 鉄鋼・線材製品・特殊鋼・化学品の4団体の消費財包括保険は、非常危険による輸出不能危険と代金回収不能危険のみをカバーする契約で、信用危険は船積前・後とも含まれておりません。

保険金額は、船積前・後とも、輸出契約金額の60%です。

保険料率は、企業総合保険等の包括保険に比べて格段に安く設定されておりますので、すべての契約に広く浅くかけておいて、危ないかもしれないと思った取引だけ選んで、カバーの不足分を個別保険で上乘せ付保するのが上手な使い方と言えます。

(鉄鋼三団体のみ、非常危険による増加費用危険について付保する特約を結んでおります。)

- b 包括保険で足りない金額又は足りない危険について付保したい場合は、貿易一般保険個別保険の上乗せ付保をすることができます。不てん補部分を補うために貿易一般保険個別保険に付保する場合は、個別保険料率に0.8の係数が適用されます。

輸出手形保険は手形を買取った銀行を被保険者とする保険で、貿易一般保険は輸出契約者を被保険者とする保険のため、消費財包括保険で足りない金額だけを輸出手形保険に付保することはできない仕組みになっております。

但し、消費財包括保険の代金回収部分のカバーを放棄して、全額について輸出手形保険を利用することも有り得ます。一般的には、包括保険を活かした方が得になる筈ですが、貿易一般保険と輸出手形保険とでは料率体系がまったく異なるので、輸出手形保険を選んだ方が安い場合もあるからです。

8 貿易一般保険個別保険と輸出手形保険との選択

包括保険に加入していない場合に、輸出貨物代金の回収危険についてどの保険種を選ぶかは、一般的には、貿易一般保険個別保険と輸出手形保険とを比較することになります(仲介貨物代金及び役務代金には輸出手形保険はかかりません)。

「輸出手形保険」は、輸出貨物代金の回収のために振り出された荷為替手形を外国為替公認銀行が買取った場合、その手形が決済されないために買取銀行が受ける損失を填補する保険なのですが、輸出手形保険で填補された金額分は、手形が不渡りになっても銀行から遡求を受けませんので、効果としては、輸出者の代金回収リスクをカバーする貿易一般保険と実質的に変わりはありません。

選択のための基準は、以下を参考にしてください。

- (1) D/P、D/A、またはL/C決済で、手形を銀行に買取って貰う形の決済ですか。

Remittanceや手形振出伴わないL/C決済の場合は、輸出手形保険の対象になりませんので、貿易一般保険個別保険を選びます。

- (2) バイヤーの格付はEF以上で、NEXIの保証枠がありますか。(GまたはSA格の銀行が発行するL/C決済の場合は枠の制限は無い)

保証枠がない場合は、輸出手形保険の対象になりませんので、貿易一般保険個別保険で非常危険だけ付保することになります。(枠が満額ではない場合に、輸出手形保険に限っては、枠の範囲内で付保する方法があります。)

(3) 引受基準に合致していますか。

引受基準は、輸出手形保険の方が狭いので、輸出手形保険の基準に合致していない場合は、貿易一般個別保険の基準に照らしてみてください。

(4) 船積不能危険も併せて付保したいと考えますか。

付保したい場合は、船積前危険と代金回収危険とがセットされている貿易一般保険個別保険を選ぶこととなります。代金回収危険のみ付保できれば良い場合は自動的に輸出手形保険を選ぶとは限りません。

(5) 輸出契約ができた時に保険を確保して置きたいと考えますか。

輸出手形保険は船積後銀行に手形を買取って貰うまで付保できませんので、確保したい場合は、輸出契約時に付保できる貿易一般保険個別保険を選びます。

(6) 保険料を比較しましょう。

輸出手形保険と貿易一般保険とは保険料体系がまったく異なるので、船積前危険が要らなくても貿易一般保険個別保険を選んだ方が安い場合があります。

9 「限度額設定型貿易保険」

a 契約毎ではなく、バイヤー毎に年間契約として付保する「限度額設定型貿易保険」の選択もあり得ます。

この保険が他の貿易一般保険や輸出手形保険と大きく異なるのは、バイヤー毎/年毎に填補限度額を設定し、その範囲で取引の量に関係なく填補される保険ということです。保険料も契約金額ではなく、填補限度額に対して計算されます。従って、継続反復取引に向いています。

b 付保したいバイヤーだけを選択することができるので、保険料は包括保険のような安さはありませんが、契約金額や船積金額の報告の必要がないので、事務負担がかなり軽減されます。

引受対象となる国が限定されておりますので、信用危険による代金回収危険を主眼においた保険です。年間を通じて保証枠が確保できる点がメリットです。

10 「中小企業輸出代金保険」(この項 2012.4.1 現在)

a 中小企業輸出代金保険は、貿易一般保険の個別保険の一種ですが、通常の貿易一般保険から船積前危険を除いて、代金回収危険だけに特化したもので、輸出手形保険とほぼ同じ内容になりました。貿易一般保険個別保険に比べて事務手続きが簡便にできております。

利用資格が資本金 10 億円未満の企業に限られますが、資格のある企業は、上記 8・9 に加えて本保険も選択肢に入れることができます。

b、契約金額 5 千万円以下、ユーザンス 180 日以内の制限がありますが、手形を伴わない T.T. Remittance であっても利用できます。2012.4 から料率が引き下げられ、貿易一般保険個別保険よりも保険料が安くなりました。

11 「知的財産等ライセンス保険」

特許権などの技術を供与する契約は、貿易一般保険（技術提供契約等）の対象ですが、通常の貿易一般保険は、契約時に対価の額が確定していることを前提としています。

Royalty のように販売高に応じて対価が決定するような、契約金額が決まっていない場合だけ抜き出して「知的財産等ライセンス保険」という名称の保険が創られました。金額が決まっていないので填補限度額を任意に設定できるというだけの違いで、内容は貿易一般保険（技術提供契約等）と変わりはありません。

注 選択のための要素はこれがすべてではありません。被保険者のニーズによっては、付保率、為替換算率、バイヤー保証枠の適用などの要素を加味して比較する必要があります。

12 貿易代金貸付保険

貿易代金貸付保険は、2005年4月に貿易一般保険から切り離されましたが、内容的には貿易一般保険と同じものです。

但し、貿易代金貸付保険の2年以上の保険と、2年未満の保険とでは、名前は同じでも保険の対象はまったく異なる保険です。

a 「貿易代金貸付保険（2年以上）」は、「バイクレ保険」と言われるもので、輸出契約等にタイトのローンである「バイヤーズクレジット」及び「バンクローン」に係わる融資債権の償還不能危険を担保する保険です。

国際協力銀行（JBIC）との協調融資を行う市中銀行等の金融機関がかける保険ですが、プラント等売り込むために輸出者が手配する融資で、保険料も輸出者が負担することになっております。

殆どが包括保険として利用されております。

b 「貿易代金貸付保険（2年未満）」は、「L/Cファインズ保険」とでも言うべきもので、輸出者は客先に対して **at sight L/C** を要求するが、相手国側（L/C発行銀行又は客先）はユーザンス付きL/Cにしたい場合に、L/C発行銀行は **at sight** のL/Cを発行し、L/C発行銀行の必要とする期間(例えば **360 days**)分の決済資金を本邦銀行がファインズすることによって、ユーザンス **360 days** のL/Cを開いたのと同じ効果が得られる仕組みをカバーするものです。

バイクレ保険と違って、輸出者の与り知らないファインズに係わる保険です。

以 上